

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各一時扶助決定処分の取消しを求める各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が法に基づき請求人に対して令和元年12月11日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分1」という。）及び令和2年2月7日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張している。

本件各処分のうち、①〇〇病院、②〇〇病院及び③〇〇医院の3つの医療機関への通院経路について不服を申し立てる。

本件各処分により各医療機関への通院経路が変更された結果、①については〇〇駅から〇〇バス停までの190m、②については〇〇駅から〇〇バス停までの400m、そして、③については〇〇バス停から〇〇バス停までの450m及び〇〇バス停から〇〇医院までの550mを歩かなければならなくなった。

請求人は、疼痛等により歩行困難な状態にあるため、上記各区間の歩行が著しく困難であることは明らかである。

処分庁は、機械的に経済性のみを考慮して、審査請求人の歩行状態を全く考慮せずに本件各処分を行っており、違法かつ不当な処分であることは明白である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 9月 23日	諮問
令和 2年 10月 23日	審議（第48回第2部会）
令和 2年 11月 6日	審議（第49回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性・基準の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保

護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

## (2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

## (3) 医療扶助運営要領

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」

（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（本件要領第3・9・(1)）とされ、そして、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（本件要領第3・9・(2)・ア）、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」（同イ）等とされている。

さらに、移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定し

た医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」（本件要領第3・9・(3)・イ）と、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」とされている（同ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（本件要領第3・9・(4)・イ）。

#### (4) 保護変更決定

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

#### (5) 指定医療機関

法50条1項の規定を受けて定められた指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月23日厚生省告示第222号）は、その7条1項で、指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならないとしている。

## 2 本件各処分についての検討

(1) 本件各処分は、本件各申請1及び2を受けて行った一時扶助決定処分であるところ、以下の事実が認められる。

ア 処分庁は、令和元年8月26日付けの請求人宛ての文書により、処分庁は請求人に対して、同年9月以降の医療機関への経路及び通院交通費について、経済的合理的な経路を選択する旨、通院日数によっては定期券代による支給になる旨伝えた。

イ 本件各処分に先立ち、令和元年10月26日、処分庁が請求

人の通院する医療機関宛てに病状等の調査を行ったところ、同年11月5日に〇〇病院から、同月21日に〇〇病院からそれぞれ回答を得た。〇〇病院からの回答は、治療の必要性の有無について、「2019年10月19日、つまりいてひだり足趾を打撲したため、10月21日当院受診。疼痛強く初診としては受診の必要性有りと考えますが、継続加療は必要ないと考えます。」、病名・治療方針・適切な通院日数について、「病名：ひだり第1趾打撲傷、治療方針：安静、外用による経過観察。通院の必要はありません。」というものであった（別紙1）。また、〇〇病院からの回答は、治療の必要性の有無について、「右膝痛に対し、鎮痛薬処方。」、病名・治療方針・適切な通院日数について、「左膝変型性膝関節症 鎮痛薬処方 1ヶ月程度」というものであった（別紙2）。そして、本人の居住地のより近医での治療については、両者とも「可」であった（別紙1及び2）。処分庁は、以上のことから、本件各処分を行うに当たり、請求人が著しく歩行が困難であるとは認定しなかった。

ウ 請求人の通院日数は、令和元年10月が45日（〇〇病院17日、〇〇病院20日、〇〇医院2日、その他の医療機関6日）、同年11月が50日（〇〇病院13日、〇〇病院15日、〇〇医院2日、その他の医療機関20日）、同年12月が48日（〇〇病院6日、〇〇病院13日、〇〇医院1日、その他の医療機関28日）となった（別紙3ないし5）。いずれの月も、〇〇病院及び〇〇病院への通院の際に利用する〇〇線の区間である「〇〇駅⇄〇〇駅」については両者への通院日数の合計が18日以上となり、定期券代の支給となった（同）。

(2) そうすると、請求人が通院する医療機関の判断からは請求人が著しく歩行困難とまではいえず（(1)・イ）、また、医療移送費が「移送に必要な最小限度の額」とされ、福祉事務所がその必要性を判断し、適正に決定するものとされている（1・(2)及び(3)）

ことからすれば、処分庁の上記判断はいずれも合理的なものと認められ、上記1の法令等に則って適正になされたものと解される。さらに、支給額についての違算も認められない。

したがって、本件各処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件各処分がいずれも法令等に基づく適正なもの認められることについては、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1から別紙5まで(略)